

規制の事前評価書

政策の名称	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し		
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線3669)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成25年11月21日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>金融商品取引法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容及び事業内容又は資産運用の状況等を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者が有価証券の価値その他投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図ろうとするものである。</p> <p>金融商品取引法上、有価証券報告書を提出しなければならない者(以下、「提出者」という。))は、公益又は投資者保護の観点から投資者の適時・的確な判断に資するため、企業内容や資産運用の内容等に関して臨時に発生した重要な事実について、定期的な開示書類(有価証券報告書等)の提出を待たずに臨時報告書を提出してその事実を開示することが必要である。</p> <p>現行制度上、「特定有価証券」^(注1)の臨時報告書については、平成5年に制定された「特定有価証券の内容等の開示に関する省令」(現在の「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」)において、4つ^(注2)の提出事由のみが規定された。その後、対象となる特定有価証券の種類が拡大してきたにもかかわらず^(注3)、上記制定以来、大きな見直しは行われてこなかった。</p> <p>現行制度では、特定有価証券の発行者の資産運用の内容等に関して臨時に重要な事実が発生した場合であっても、投資者の適時・的確な判断に資するための開示が適切に行われなかった可能性があり、公益又は投資者保護を欠くおそれがある。</p> <p>(注1)特定有価証券とは、発行者が保有する資産価値を裏付けとして発行される有価証券であり、投資信託受益証券、投資証券、資産流動化証券、資産信託流動化受益証券、信託受益権などが規定されている(金融商品取引法第5条第1項、金融商品取引法施行令第2条の13)。</p> <p>(注2)現行の特定有価証券の臨時報告書の提出事由は以下のとおり。</p> <p>①本邦以外の地域における特定有価証券の募集又は売却し、②主要な関係法人の異動、③ファンドの運用に関する基本方針等に係る重要な変更、④特定期間内における信託計算期間の到来</p> <p>(注3)制定当時は、会社型外国投資信託証券、契約型外国投資信託証券、外国買付債権信託受益証券及び住宅ローン債権信託受益権の4種類のみが対象とされていたが、その後の制度新設・改正により、(契約型外国投資信託証券以外の)投資信託受益証券、(会社型外国投資信託証券以外の)投資証券、資産流動化証券、信託受益権、有価証券事業権利等など、特定有価証券の対象が拡大してきた。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>上記に対応して、公益又は投資者保護の観点から投資者の適時・的確な判断に資する開示とするため、特定有価証券の臨時報告書の提出事由を適正化する必要がある。</p> <p>なお、「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」においては、新たに投資法人の発行者の投資証券等の取引がインサイダー取引規制の対象とされ、臨時報告書の提出が、インサイダー取引規制が解除される要件の1つとされている。</p> <p>【内容】</p> <p>特定有価証券の臨時報告書提出事由について以下のとおり見直す。</p> <p>(1)既存の提出事由を以下のとおり改正する。</p> <p>①「主要な関係法人の異動」について、「主要な関係法人の異動の決定」を提出事由として追加する。</p> <p>②「ファンドの運用に関する基本方針等の重要な変更」について、「ファンドの運用体制の重要な変更」を提出事由として追加する。</p> <p>(2)新たな提出事由を以下のとおり追加する。</p> <p>①重要な災害の発生、②訴訟の提起又は解決、③投資法人の吸収合併の決定、④投資法人の新設合併の決定、⑤投資信託の併合、⑥破産手続開始の申立て等、⑦取立不能又は取立遅延債権のおそれ、⑧財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象、⑨登録取消し又は業務停止の処分等、⑩解散又は終了の決定</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項	
想定される代替案	臨時報告書の提出者を非上場有価証券の発行者のみとする。その他の事項は本案と同様とする。 ※上場有価証券の発行者は、証券取引所の自主規制である適時開示制度により、臨時に発生した事実を開示することとなる。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	新たな事由により臨時報告書の提出が必要となる者において、提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用が発生する。		新たな事由により臨時報告書の提出が必要となる者において、提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用が発生する。 ※本案と異なり、上場有価証券の発行者には、上記費用は発生しない。
(行政費用)	新たな事由により臨時報告書の受理が必要となる行政庁(国)において、臨時報告書の受理業務に係る費用が増加する。また、臨時報告書に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、行政庁(国)において、記載内容の調査等の費用が発生する。		新たな事由により臨時報告書の受理が必要となる行政庁(国)において、臨時報告書の受理業務に係る費用が増加する。また、臨時報告書に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、行政庁(国)において、記載内容の調査等の費用が発生する。 ※本案と異なり、上場有価証券に関しては、上記費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の費用は発生しない。		上場有価証券の発行者が虚偽の適時開示を行った場合、証券取引所による発行者に対する一定の措置はあるものの、臨時報告書による開示と異なり、金融商品取引法に基づく民事・行政・刑事上のサンクションが及ばないため、適切な開示に関する実効性の確保が制度上担保できないことになる。その結果、投資者が重要情報を的確に取得することができず公益又は投資者保護が図られないという重大な社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	臨時報告書の新たな提出事由を追加することにより、投資者が投資判断上重要な情報を的確に取得することが可能になるといった便益が発生する。		臨時報告書の新たな提出事由を追加することにより、投資者が投資判断上重要な情報を的確に取得することが可能になるといった便益が発生する。 ※本案と異なり、上場有価証券の投資者に対しては、上記便益は発生しない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>臨時報告書の新たな提出事由が追加されることにより、提出者における提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用、及び行政庁(国)における提出書類の受理・記載内容の調査に係る行政費用が増加する。しかしながら、今回の改正により新たに増加するこれらの遵守費用及び行政費用は、投資者の投資判断上重要な情報の開示のために必要な費用であり、投資者が十分に投資判断を行えるような資料を提供することで、投資者が投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図るという金融商品取引法の開示制度の観点から、提出者及び行政庁(国)が当然負うべき費用であると考えられる。</p> <p>また、今回の改正による提出事由に基づき臨時報告書の提出が行われることで、投資者にとっては投資判断上重要な情報を適時・的確に取得することが可能となり、公益又は投資者保護上も大きな便益がもたらされることになる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>本案の遵守費用及び行政費用は、代替案を上回るが見込まれる。しかしながら、代替案においては、本案と異なり、上場有価証券の発行者が虚偽の適時開示を行った場合、証券取引所による発行者に対する一定の措置はあるものの、金融商品取引法に基づく民事・行政・刑事上のサンクションが及ばないため、適切な開示に関する実効性の確保が制度上担保できないことになる。その結果、投資者が重要情報を適時・的確に取得することができず公益又は投資者保護が図られないという重大な社会的費用が発生するおそれがある。当該社会的費用の発生は、投資者が十分に投資判断を行えるような資料を提供することで、投資者が投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図るという金融商品取引法の開示制度の趣旨から看過することはできない。</p> <p>他方で、本案は、代替案と比べ、投資者が投資判断上重要な情報を適時・的確に、かつ、迅速に取得することが可能になるといった便益が発生し、本案の便益が代替案を上回ると考えられる。</p> <p>以上を勘案し、本案による改正が適当である。</p>		
有識者の見解その他関連事項	特になし。		
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、投資者保護の観点から必要があると認めるときには、所要の処置を講ずるものとする。		
備考			